平成２２年（フ）第８９号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井345番地　レオパレスひまわり松前108号
債務者　新妻　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第９１号
愛媛県松山市姫原３丁目８番29号　第84杉フラット303号
債務者　多賀　　賢
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第９７号
愛媛県松山市太山寺町903番地15
債務者　竹内　修一
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第９８号
愛媛県松山市古川西２丁目５番７号　ナチュラルリーフ松山105号
債務者　村上　　修
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２０号
福岡県飯塚市目尾1241番地１　プラッツハイムＫＹ101号、前住所福岡県飯塚市庄司159番地13
債務者　尾方　恭博
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２３号
福岡県嘉麻市平1382番地36
債務者　井上　豊一
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１４１号
福岡県田川郡川崎町大字田原218番地の１
債務者　山下佐智恵
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１６号
福岡県田川市大字奈良1568番地６
債務者　中本　　律
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第２４３号
佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久１番地外
債務者　白須　光雄
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９５号
佐賀県佐賀市川原町７番５号
債務者　久保　朋枝
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２７号
佐賀県佐賀市高木瀬東６丁目７番834号
債務者　大野真由美（旧姓井場）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
長崎県五島市富江町富江688番地２
債務者　川中　千鶴
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第１９９号
大分県速見郡日出町大字大神3356番地18、申立時の住所大分県速見郡日出町大字大神2135番地１
債務者　廣田美智子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３５号
大分県別府市亀川中央町27番７号
債務者　西川　重勝
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６３号
大分県別府市大字南立石1857番地の３
債務者　井口　靖一
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６５号
大分市大字畑中1100番地の１、住民票上の住所福岡県北九州市小倉南区上吉田３丁目20番４―303号
債務者　佐藤　哲也
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６６号
大分市大字畑中1100番地の１
債務者　緒方　智美
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係